

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

DV、ストーカー、セクハラ・パワハラ、モラハラなどのハラスメント行為など、女性を巡るさまざまな人権問題について、強化週間を設けて相談に応じます。秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。



期間：11月13日(水)～19日(火)

相談時間：【月～金】午前8時30分～午後7時 【土・日】午前10時～午後5時

女性の権利ホットライン

相談専用電話 ☎(0570)070810

▼名古屋法務局人権擁護部

☎(052)952-8111

【縦覧】東三河都市計画区域区分、臨港地区および用途地域の変更新案



田原4区地区で区域区分、臨港地区および用途地域の変更新、西浦地区で用途地域の変更新を進めており、変更新案を縦覧します。

区域：田原4区地区(白浜二号の一部)、西浦地区(浦町南松崎、丸山、乙ヶ沢および姫見台の一部)

縦覧期間：11月8日(金)～22日(金)

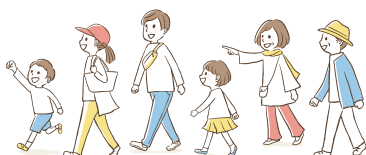
縦覧場所：街づくり推進課(平日のみ)および市HP その他：縦覧期間までに意見を提出できます。

▼街づくり推進課 ☎23-355551

渥美半島アクションウィーク
11月11日(月)～15日(金)

家族みんなで、生活習慣や健康な体づくりについて考えて取り組む1週間です。スポーツやお出掛けをして、家族の絆を深めましょう。

▼学校教育課 ☎23-3679



●税

家屋を取り壊したときはお知らせください



家屋を取り壊した場合は、必ず12月末までに電話などでご連絡ください。連絡がない場合、引き続き固定資産税が課税されてしまうことがあります。



※12月末までに法務局で滅失登記を行う家屋は届け出不要です。

▼税務課 ☎23-3510

暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう！

内容	対象	問い合わせ
個人事業税第2期 第2期分の納付書は、8月に県からお送りした納税通知書に同封されています。最寄りの金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。 納期限 ：12月2日(月)	県内で個人事業を営む方のうち、課税対象になる方	東三河県税事務所 ☎(0532)35-6127
今月の納税・使用料 納期限 ：12月2日(月) 国民健康保険税(5期)、市営住宅使用料(11月分)、保育料(11月分)、後期高齢者医療保険料(5期)、し尿汲取手数料(9・10月分)、公共下水道負担金等(3期)、農業集落排水事業負担金(3期)		

内職さん募集

- 軍手の検品
- ミシン掛け
- 袋詰め

初めての方もお気軽にお電話ください

TEL.0531-27-0101

フルハシ繊維工業(株)▶担当 古橋
田原市六連町一本木12-23

内職さん募集

大葉の結束・パック詰め

初めての友、自信のない方もお気軽にどうぞ



0120-17-0723

☎090-7301-3395
【応募受付：7時～21時】

河合園芸

田原市八王子町道上6
☎0531-37-0723